

平成 19 年 7 月 4 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

東京都千代田区三崎町 3 丁目 2 番 18 号

TAC 株式会社

代表取締役社長 斎藤 博明



再 回 答 書

貴法人からの平成 19 年 5 月 24 日付「再申入書」に対して、次のとおり回答いたします。

「お申込みに関する注意事項」[受講料等]「1.受講申込後において本人の死亡または重大な疾患により、受講する事が不可能になったと当校が認める場合を除き、受講申込の取消・解約などの返金に応じることはできません。」については、別紙のとおり改訂します。

貴法人の再申入書では、「理由の如何を問わず解約を認める記載」にすることを主張されていましたが、現状では困難であると考えます。

弊社は職業的専門家になるための教育事業を主たる事業としています。弊社の主要な講座である公認会計士や税理士は学ぶべき分量が膨大になります。かつ、法令が改正されたり、新たな分野が試験範囲に追加されたりするため、毎年教材の改訂を迫られます。膨大な教材の大改訂を毎年行うために、多数の講師が常駐する体制を作ることが必要とされています。

弊社は東証一部に上場しており会計情報を公開しております。'07 年 3 月期の弊社の単体での数字で説明します。弊社では注文獲得費（広告費）を売上高比率で 5%しか支出しておりません。他の英会話学校や塾等と比較されるとおわかり頂けますが、圧倒的に少ない数字です。弊社の主要な費用は獲得した注文を履行する準備のために支出されています。

受講生から預かった受講代金は、新たな教材の制作、新たな講師の獲得、予めの教室スペースの確保等のために充てられます。弊社では、受講生と契約を交した時点からその受講生が受験に至るまでの期間を通して常に事前に準備をする責任を負っています。

貴法人が主張されるように理由の如何を問わず解約を認めることになると、弊社は全てのリスクを負担することになるため、現在前提としている組み立てが崩壊し、健全な経営を存続する事が危ぶまれる事態になると考えるからです。

貴法人の再申入書の趣旨を活かすためには、弊社がリスクを負担するに相応しい別途の受講料金体系が必要になると考えます。この点につきましても、鋭意検討して参ります。

以上

別紙

1. 受講申込み後における取消・解約については、下記（1）及び（2）の区分に応じ、それぞれに定める規約に従い取扱いいたします。

（1）講座開始日前の取消・解約について

- ①講座開始日（注1）前であれば、理由の如何を問わず、お客様からのお申し出により解約・返金させていただきます。
- ②原則として、受領済み受講料の全額を返金いたしますが、返金処理にかかる銀行振込手数料はご負担いただきます。また教育ローン利用の場合は、さらにローンキャンセル手数料相当分を控除した金額を返金いたします。
- ③入会金は初期登録手数料（注2）のため、返金の対象とはなりません。
- ④お受取りになった教材類は、返金時までにご返却いただきます。その際の送料は、お客様負担とさせていただきます。なお、教材類に折目又は書込みがある場合に付きましては、当社所定の価格表に基づき返金額より控除いたします。

（2）講座開始日以後の取消・解約について

- ①講座開始日以後、次の②に掲げる事由により、継続的な講座受講が困難もしくは不可能又は講座受講の必要がなくなった場合には、お申し出ください。ご相談の上、受講料の預かり金処理、受講期間の繰り延べ、受講形態の変更又は解約・返金等させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人又は申込者のご家族に限定させていただきます。その際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類をご提出いただくこととなります。なお、当該お申し出の期間は下記③の受講期間の最終日から1月前までといたします。
- ②継続的な講座受講が困難もしくは不可能又は講座受講の必要がなくなった場合に該当する事由とは、下記のとおりといたします。
 - (ア) 本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、長期にわたる海外転勤・海外留学
 - (イ) 保護者の死亡、重大な心身の疾病及び勤務先の倒産並びにご家族の介護等による著しい生活環境の変化があった場合
 - (ウ) 受験資格がないことが講座開始以後に判明した場合
 - (エ) その他、講座受講を継続することができない合理的な理由が生じた場合
- ③上記（2）①のお申し出により、ご相談した結果、当社が返金する場合の返金額は、受領済み受講料に受講期間（注3）に占める当該受講期間から下記に掲げる経過月数（注4）を控除した月数の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（以下、「未受講料相当額」という）から、違約金としての未受講料相当額の20%に相当する金額（上限2万円）を控除した残額（10円未満の端数は切捨て）といたします。

<算式>

受領済み受講料×（受講期間－経過月数）／受講期間＝未受講料相当額

未受講料相当額－未受講料相当額×20%（上限2万円）＝返金額

- ④上記（1）の②に定めるローンキャンセル手数料および③に定める入会金の取扱いは、講座開始日以後の取消・解約の場合についても準用いたします。

2. 規約の改訂日を平成19年8月1日とし、同日以降運用を開始いたします。現在の受講生及び受講申込者に対しては、周知するように平成19年7月下旬から掲示にて規約改訂の告知を行っていきます。申込書に添付の規約は同日より改訂した規約といたしますが、パンフレット等における規約に関しては、順次改訂した規約に変えて参ります。

(注1) 講座開始日

教室講座の場合は登録クラス開講日、ビデオ (DVD) 講座の場合は初回視聴可能日、通信講座の場合は当社からの初回発送日

(注2) 初期登録手数料

会員証発行料 1,000 円、会員登録料 4,000 円、データベース維持料 5,000 円

(注3) 受講期間

- ①教室講座は、登録クラスの第1回講義日から、最終講義日の属する月までの期間 (月数) といたします。
- ②ビデオ (DVD) 講座は、第1回講義視聴開始日から、最終講義視聴開始日の属する月までの期間 (月数) といたします。
- ③通信講座は、発送予定表第1回発送日の属する月から、最終発送日の属する月までの期間 (月数) といたします。
- ④USCPA 講座、実務講座などは別途、講座で定める期間といたします。
- ⑤上記①から③に定める期間は、途中入学の場合も同様といたします。

(注4) 経過期間

- ①教室講座は、登録クラスの第1回講義日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数 (ただし、税理士講座の本科生・パックス生は別算定)
- ②ビデオ (DVD) 講座は、第1回講義視聴開始日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数 (ただし、税理士講座の本科生・パックス生は別算定)
- ③通信講座は、発送予定表第1回発送日の属する月から解約の申立日の属する月までの月数 (ただし、税理士講座の本科生・パックス生は別算定)
- ④上記①から③に定める月数は、途中入学の場合も同様といたします。

(注5)

金額は全て消費税込みの金額といたします。

以上